平成27年度高知県における高齢者虐待の対応状況等

1. 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応等状況

(1) 相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数

平成 27 年度に県及び市町村で受け付けた養介護施設等従事者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は 13 件であった。

また、平成27年度に虐待の事実が認められた事例は5件であった。

-	27 年度	26 年度
相談・通報件数	1 3	2 2
虐待の事実が認められた件数	5	6

(2) 相談・通報者(複数回答)

\		当該施	当該施	医療	介護支	地域包	県から	そ		
	家族•		設・事業	機関	援専門	括支援	連絡	\mathcal{O}	不明	合計
	親族		所元職		員	センタ		他		百計
		所職員	員	従事者		_				
件数	5	4	1	0	0	2	1	1	3	1 7
割合	00.4	00.5	F 0	0.0	0.0	11.0	F 0	F 0	17.0	
(%)	29. 4	23. 5	5. 9	0.0	0.0	11.8	5. 9	5. 9	17. 6	

⁽注) 構成割合は、相談・通報者の合計人数 17 人に対するもの

(3) 虐待の事実が認められたサービス種別と虐待を行った養介護施設従事者等の職種

サービス種別	職種	件数
介護老人福祉施設	介護職	3
有料老人ホーム	介護職	1
軽費老人ホーム	看護職	1

(4) 虐待の種別・類型(複数回答有)

	身体的虐待	介護等放棄	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	1	1	3	0	1

(5) 被虐待者の状況(虐待の事実が認められた5件のうち、特定された被虐待者の状況)

①性別

男性		女性	不明	
人数	2	2	0	

②年齢

	65~69 歳	85~89 歳	95~99 歳	その他・不明
人数	2	1	1	0

③要介護状態区分

	要介護 2	要介護3	要介護 5	
人数	1	2	1	

(6) 虐待の事実が認められた事例への対応状況(複数回答有)

対応種別				
老人福祉法、介護保険法上の権限の行使以外の対	施設等に対する指導	6		
を	改善計画提出依頼	6		
<i>"</i> L	従事者等への注意・指導	6		
老人福祉法の規定に基づく権限の行使	報告徴収、質問、立入検査	1		
当該施設等における改善措置	改善計画の提出	5		
老人福祉法の規定に基づく勧告・命令等への対応	改善計画の提出	1		

2. 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

(1) 相談・通報件数と虐待の事実が認められた件数

平成27年度に市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待相談・通報件数は181件であった。また、平成27年度に虐待の事実が認められたものは82件であった。

	27 年度	26 年度
相談・通報件数	181	191
虐待の事実が認められた件数	8 2	8 4

(注) 虐待が認められた82件のうち3件で複数名の虐待があったため実人数は85人

(2) 相談・通報者(複数回答有)

「介護支援専門員」が37.6%と最も多く、次いで「家族・親族」が11.3%であった。

	介護支援 専門員	介護保険 事業所職 員	医療関係 従事者	近隣住 民·知人	民生委員	被虐待者 本人	家族·親族
人数	7 3	8	1 2	8	7	9	2 2
割合 (%)	37. 6	4. 1	6. 2	4. 1	3. 6	4. 6	11. 3
	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明	合	計
人数	5	2 0	1 8	1 1	1	1 9	9 4
割合 (%)	2. 6	10. 3	9. 3	5. 7	0.5	_	

(注)構成割合は、相談・通報者の合計人数194人に対するもの。

(3) 虐待の種別・類型(複数回答有)

「身体的虐待」が61.2%と最も多く、次いで「心理的虐待」が36.5%であった。

		身体的	介護等	心理的	性的虐	経済的	合計
		虐待	放棄	虐待	待	虐待	
件	数	5 2	1 8	3 1	0	2 9	1 3 0
割合	(%)	61. 2	21. 2	36. 5	0.0	34. 1	_

(注)構成割合は、被虐待高齢者実人数の85人に対するもの。

(4)被虐待者の状況

①性別

8割以上が女性である。

	男性	女性	合計
人数	1 4	7 1	8 5
割合(%)	16. 5	83. 5	_

②年齢

「80~84歳」が25.9%と最も多く、次いで「90歳以上」が20.0%であった。

	65~	70~	75~	80~	85~	90 歳	不明	合計
	69 歳	74 歳	79 歳	84 歳	89 歳	以上	个奶	口間
人数	9	1 1	1 4	2 2	1 2	1 7	0	8 5
割合(%)	10.6	12.9	16. 5	25.9	14. 1	20.0	0	_

③要介護認定者数

7割以上が認定済みである。

認定状況	人数	構成割合(%)
未申請	2 0	23. 5
申請中	2	2. 4
認定済み	6 2	72. 9
認定非該当	1	1. 2
合 計	8 5	

④要介護認定者の要介護状態区分・認知症日常生活自立度

要介護 1 が 21.0%と最も多い。また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「II 以上」の者が 50 人と 8 割以上を占め、被虐待高齢者全体の半数以上を占めている。

要介護度	人数	割合(%)
要支援1	8	12.9
要支援 2	3	4.8
要介護1	1 3	21.0
要介護 2	1 2	19. 4
要介護3	1 0	16. 1
要介護4	1 2	19. 4
要介護 5	4	6. 5
不明	0	0
合 計	6 2	_

認知度	人数	割合(%)
自立・認知症なし	4	6.5
自立度 I	6	9. 7
自立度Ⅱ	2 6	41.9
自立度Ⅲ	2 1	33. 9
自立度IV	2	3. 2
自立度M	1	1.6
認知症はあるが自立度不明	0	0
認知症の有無が不明	2	3. 2
合 計	6 2	

(注)「認知症日常生活自立度Ⅱ」の判定基準は「日常生活に支障を来たすような症状・ 行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。」 とされている。

(5) 虐待者との同居・別居の状況

半数以上が虐待者とのみ同居の者である。

	虐待者とのみ	虐待者及び	电往来 7 回日	7- 10 lik	合計	
	同居	他家族と同居	虐待者と別居	その他		
件数	4 3	1 9	1 9	4	8 5	
割合(%)	50. 6	22. 4	22. 4	4. 7		

(6) 世帯構成

「未婚の子と同居」が 31.8%と最も多く、次いで「単独世帯」16.5%、「配偶者と離別・死別等した子と同居」15.3%が多くなっている。

	単独世帯	夫婦のみ	未婚の子と	配偶者と離別・死別	子夫婦と同居	
	半烟世市	世帯	同居	等した子と同居	丁大畑と凹店	
件数	1 4	1 0	2 7	1 3	9	
割合(%)	割合(%) 16.5		31.8	15. 3	10.6	
	その他①	その他②	その他③	合計		
件数	4	1	7	8 5		
割合(%)	4. 7	1. 2	8. 2	_		

その他①:その他の親族と同居(子と同居せず、子以外の親族と同居している場合)

その他②:非親族と同居(二人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる世帯)

その他③:その他(既婚の子も未婚の子も同居、本人が入所・入院、他の選択肢に該当しない場合)

(7) 虐待者と被虐待高齢者との関係(複数回答有)

虐待者は、「息子」が40.0%と最も多く、次いで「娘」18.9%が多くなっている。

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者	娘の 配偶者	兄弟 姉妹	孫	その 他	合計
人数	1 1	4	3 6	1 7	4	3	2	5	8	9 0
割合 (%)	12. 2	4. 4	40. 0	18. 9	4. 4	3. 3	2. 2	5. 6	8. 9	100.0

(注) 1件の事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待者90人についての集計。

(8) 虐待への対応策

ア. 分離の有無

対応種別	人数	割合(%)
被虐待高齢者の保護として虐待者からの分離を行った事例	4 6	39. 0
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	3 8	32. 2
対応について検討、調整中の事例	4	3. 4
虐待判断時点で既に分離状態の事例(別居、入院、入所等)	1 9	16. 1
その他	1 1	9.3
合 計	1 1 8	

(注) 平成 27 年度以前に通報受理、事実確認を行った事例を含め、平成 27 年度に 対応を行ったすべての事例 (118人) についての集計。

イ. 分離を行った事例の対応

対応種別	人数	割合(%)
契約による介護保険サービスの利用	1 9	41. 3
やむを得ない事由等による措置	4	8. 7
緊急一時保護	1	2. 2
医療機関への一時入院	1 0	21. 7
上記以外の住まい・施設等の利用	1 0	21. 7
虐待者を高齢者から分離 (転居等)	2	4. 3
その他	0	0.0
合 計	4 6	_

ウ. 分離していない事例の対応の内訳(複数回答有)

対応種別	人数	割合(%)				
経過観察(見守り)						
養護者に対する助言・指導	2 9	76. 3				
養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加	2	5. 3				
被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用	7	18.4				
被虐待高齢者のケアプラン見直し	1 0	26. 3				
被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービ	4	10.5				
ス利用						
その他	1 0	26. 3				
合計 (累計)	6 3					
	見守り) 養護者に対する助言・指導 養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加 被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用 被虐待高齢者のケアプラン見直し 被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービ ス利用 その他	見守り) 1 養護者に対する助言・指導 29 養護者自身が介護負担軽減のための事業に参加 2 被虐待高齢者が新たに介護保険サービスを利用 7 被虐待高齢者のケアプラン見直し 10 被虐待高齢者が介護保険サービス以外のサービス利用 4 ス利用 10				

⁽注)構成割合は、分離していない事例38人に対するもの。

(9) 虐待等による死亡事例

平成27年度に高齢者虐待により死亡に至った事例は0件であった。